

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和五年財務省令第三十六号）新旧対照表

改正後

（適用額明細書の記載事項等）

第三条 省略

2 適用額明細書の様式は、別記様式のとおりとする。

3 国税庁長官は、前項の別記様式の様式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。

別記様式 省略

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、様式第一の記載要領第四号の表特定船舶の特別償却の項の改正規定及び次条第二項の規定は、海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第三条第二項及び第三項の規定並びに新規則別記様式による適用額明細書（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第七号に規定する適用額明細書をいう。以下同じ。）は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和五年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「令和二年改正法」という。）第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十

改正前

（適用額明細書の記載事項等）

第三条 同上

2 適用額明細書の様式は、様式第一及び様式第二のとおりとする。

3 国税庁長官は、前項の様式第一及び様式第二の様式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。

様式第一 省略

様式第二 省略

二号の七の二に規定する連結法人をいう。)の同日前に終了した連結事業年度(令和二年改正法附則第四百一条の規定による改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。)に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2| 新規別記様式(記載要領第四号の表特定船舶の特別償却の項に係る部分に限る。)による適用額明細書は、法人の前条ただし書に規定する日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。